

新潟県新保川ダム操作規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

**新潟県規則第14号**

新潟県新保川ダム操作規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 新潟県新保川ダム操作規則（昭和49年新潟県規則第9号）
- (2) 内の倉ダム操作規則（昭和49年新潟県規則第68号）
- (3) 加治川治水ダム操作規則（昭和50年新潟県規則第29号）
- (4) 下条川ダム操作規則（昭和52年新潟県規則第74号）
- (5) 胎内川ダム操作規則（昭和60年新潟県規則第88号）
- (6) 久知川ダム操作規則（昭和61年新潟県規則第39号）
- (7) 城川ダム操作規則（平成9年新潟県規則第55号）

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。